

「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

令和4年1月21日  
厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見の募集について、令和3年10月22日から同年11月20日まで、ホームページを通じて御意見を募集したところです。その結果、2件の御意見をいただきました（なお、この他、本通知案に直接関連のない御意見を1件いただきました。）。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>○ 確定給付企業年金法施行規則第7条第1項第4号に規定するその他の軽微な変更の改正の背景をご教示いただきたい。</p> <p>本改正は、規約変更日前の期間に係る給付の額の増額（実施事業所の事業主が企業型DCを実施している場合に限る。）を行う場合の規約変更手続きについて、従来届出であったものを申請に変更するものと認識しております。</p>	<p>○ 本改正は、過去分の給付を増額された確定給付企業年金の加入者と過去分の給付を増額されなかった確定給付企業年金の加入者における企業型DCの拠出可能枠の設定を公平に行うことを目的としたものです。</p>
<p>○ 年金数理人は初めて聞く言葉ですが、現在何人ほど資格を持っているのでしょうか。</p>	<p>○ 令和3年10月1日現在において、年金数理人は642名になります。</p>